

平成31年 第6回 福岡市選挙管理委員会

3月20日（水） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第21号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3及び第180の4の規定に基づく協議について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ④ 福岡県議会議員一般選挙の選挙長及びその職務代理者について
- ⑤ 市議会議員選挙立候補予定者の事前審査受付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年3月28日（木） 午前10時30分
- ・平成31年4月9日（火） 午前10時30分
- ・平成31年4月22日（月） 午前10時30分

議案第21号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，平成31年3月20日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

平成31年3月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,212 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
210,098 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
257,573 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	82,569 人
博多区	64,103 人
中央区	53,062 人
南 区	71,109 人
城南区	34,533 人
早良区	58,836 人
西 区	55,984 人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長，市選挙管理委員，監査委員の解職請求
(80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長，教育委員の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,260,583 \times 1/50 = 25,211.66 \rightarrow 25,212$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,260,583 \times 1/6 = 210,097.16 \rightarrow 210,098$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,260,583 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 257,572.86 \rightarrow 257,573 \end{aligned}$$

4 について

東 区	247,706	$\times 1/3$	=	82,568.66	$\rightarrow$	82,569
博多区	192,309	$\times 1/3$	=			64,103
中央区	159,184	$\times 1/3$	=	53,061.33	$\rightarrow$	53,062
南 区	213,327	$\times 1/3$	=			71,109
城南区	103,598	$\times 1/3$	=	34,532.66	$\rightarrow$	34,533
早良区	176,507	$\times 1/3$	=	58,835.66	$\rightarrow$	58,836
西 区	167,952	$\times 1/3$	=			55,984

※ 端数は切り上げる。

報告事項 1

平成31年 3 月20日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区 分	3 月 1 日現在 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 (a)	平成31年 3 月 1 日以降の抹消者数					移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	3 月 1 日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	平成31年 3 月20日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
		3 月20日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)	男					女	合計(g)		
		市外転出 後 4 箇月 経過者	死亡者	登録移転 者										
東 区	247,520	508	351	157	0	508	728	677	0	643	118,793	128,913	247,706	186
博多区	192,208	538	431	107	0	538	707	746	0	678	92,006	100,303	192,309	101
中央区	159,000	337	282	55	0	337	647	649	0	523	69,057	90,127	159,184	184
南 区	213,105	372	239	133	0	372	633	594	0	555	98,067	115,260	213,327	222
城南区	103,514	153	100	53	0	153	340	334	0	231	48,170	55,428	103,598	84
早良区	176,366	244	156	88	0	244	479	501	0	407	81,837	94,670	176,507	141
西 区	167,843	282	175	107	0	282	395	428	0	424	78,592	89,360	167,952	109
市合計	1,259,556	2,434	1,734	700	0	2,434	3,929	3,929	0	3,461	586,522	674,061	1,260,583	1,027

報告事項 2

市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との地方自治法

第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議

1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の組織について地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。

市選挙管理委員会事務局
└─ 選挙課 ─┬─ 庶務係
 └─ 選挙係

(早良区、西区を除く)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ──── 選挙係

(早良区に限る)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ─┬─ 選挙係
 └─ 入部出張所

(西区に限る)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ─┬─ 選挙係
 └─ 西部出張所

2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 区役所総務部長を充てる。
- (2) 次 長 区役所総務部総務課長を充てる。
- (3) 選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。
- (4) 出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。
- (5) 書 記 区役所総務部総務課職員(単純な労務に雇用される職員を除く。)は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。
早良区役所市民部入部出張所庶務係職員のうち 2 名、市民係長、市民係職員のうち 1 名、保険・福祉係長、保険・福祉係職員のうち 1 名は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を、西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち 3 名、市民相談係長、市民相談係職員のうち 1 名(単純な労務に雇用される職員を除く。)、市民係職員のうち 2 名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。

3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について、市長事務部局職員との兼務について

- ・区選挙管理委員会事務局書記は、市長事務部局職員(区役所総務部総務課)を兼ねる。

この協議は、平成 31 年 3 月 21 日から効力を生ずるものとする。

**市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との
地方自治法第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議 新旧対照表**

現 行	改 正（平成 3 1 年 3 月 2 1 日付）	備考
1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の機構について 地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。 市選挙管理委員会事務局 └─ 選挙課 ─┐ └─ 庶務係 └─ 選挙係 （早良区、西区を除く） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ──── 選挙係 （早良区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ └─ 選挙係 └─ 入部出張所 （西区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ └─ 選挙係 └─ 西部出張所 2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、 地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。 （1）事務局長 区役所総務部長を充てる。 （2）次 長 区役所総務部総務課長を充てる。 （3）選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。 （4）出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部 入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長 は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。 （5）書 記 区役所総務部総務課職員（単純な労務に雇用される職員を除 く。）は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。	1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の組織について 地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。 市選挙管理委員会事務局 └─ 選挙課 ─┐ └─ 庶務係 └─ 選挙係 （早良区、西区を除く） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ──── 選挙係 （早良区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ └─ 選挙係 └─ 入部出張所 （西区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ └─ 選挙係 └─ 西部出張所 2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、 地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。 （1）事務局長 区役所総務部長を充てる。 （2）次 長 区役所総務部総務課長を充てる。 （3）選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。 （4）出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部 入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長 は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。 （5）書 記 区役所総務部総務課職員（単純な労務に雇用される職員を除 く。）は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。	

**市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との
地方自治法第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議 新旧対照表**

早良区役所市民部入部出張所職員のうち2名は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を、西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち3名、市民相談係長、市民相談係職員のうち1名（単純な労務に雇用される職員を除く。）、市民係職員のうち2名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。 3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について、市長事務部局職員との兼務について 区選挙管理委員会事務局書記は、市長事務部局職員（区役所総務部総務課）を兼ねる。 この協議は、平成 27 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。	早良区役所市民部入部出張所庶務係職員のうち2名、<u>市民係長、市民係職員のうち1名、保険・福祉係長、保険・福祉係職員のうち1名</u>は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を、西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち3名、市民相談係長、市民相談係職員のうち1名（単純な労務に雇用される職員を除く。）、市民係職員のうち2名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。 3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について、市長事務部局職員との兼務について 区選挙管理委員会事務局書記は、市長事務部局職員（区役所総務部総務課）を兼ねる。 この協議は、<u>平成 31 年 3 月 21 日</u>から効力を生ずるものとする。	
--	--	--

市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との地方自治法

第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議

1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の組織について地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。

市選挙管理委員会事務局
└─ 選挙課 ─┐ 庶務係
 └─ 選挙係

(早良区、西区を除く)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ──── 選挙係

(早良区に限る)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ─┐ 選挙係
 └─ 入部出張所

(西区に限る)
区選挙管理委員会事務局
└─ 次 長 ─┐ 選挙係
 └─ 西部出張所

2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 区役所総務部長を充てる。
(2) 次 長 区役所総務部総務課長を充てる。
(3) 選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。
(4) 出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。
(5) 書 記 区役所総務部総務課（西区役所にあつては総務部総務課及び総務部防災・安全安心室）職員（単純な労務に雇用される職員を除く。）は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。
早良区役所市民部入部出張所庶務係職員のうち 2 名、市民係長、市民係職員のうち 1 名、保険・福祉係長、保険・福祉係職員のうち 1 名は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を、西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち 3 名、市民相談係長、市民相談係職員のうち 1 名（単純な労務に雇用される職員を除く。）、市民係職員のうち 2 名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。

3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について、市長事務部局職員との兼務について

- ・区選挙管理委員会事務局書記は、市長事務部局職員（区役所総務部総務課）を兼ねる。

この協議は、平成 31 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

**市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との
地方自治法第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議 新旧対照表**

現 行（平成 3 1 年 3 月 2 1 日施行） （平成 3 1 年 2 月 1 8 日付総組第 1 8 号協議済）	改 正（平成 3 1 年 4 月 1 日付）	備考
1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の機構について 地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。 市選挙管理委員会事務局 └─ 選挙課 ─┐ 庶務係 └─ 選挙係 （早良区、西区を除く） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─── 選挙係 （早良区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ 選挙係 └─ 入部出張所 （西区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ 選挙係 └─ 西部出張所 2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、 地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。 （1）事務局長 区役所総務部長を充てる。 （2）次 長 区役所総務部総務課長を充てる。 （3）選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。 （4）出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部 入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長 は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。	1. 福岡市選挙管理委員会事務局及び福岡市区選挙管理委員会事務局の組織について 地方自治法第 180 条の 4 の規定に基づき、次のとおりとする。 市選挙管理委員会事務局 └─ 選挙課 ─┐ 庶務係 └─ 選挙係 （早良区、西区を除く） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─── 選挙係 （早良区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ 選挙係 └─ 入部出張所 （西区に限る） 区選挙管理委員会事務局 └─ 次 長 ─┐ 選挙係 └─ 西部出張所 2. 福岡市区選挙管理委員会規程第 17 条第 1 項及び第 3 項に定める職員について、 地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づき、次のとおりとする。 （1）事務局長 区役所総務部長を充てる。 （2）次 長 区役所総務部総務課長を充てる。 （3）選挙係長 区役所総務部総務課総務係長を充てる。 （4）出張所長 早良区選挙管理委員会事務局入部出張所長は早良区役所市民部 入部出張所庶務係長を、西区選挙管理委員会事務局西部出張所長 は西区役所市民部西部出張所庶務係長をそれぞれ充てる。	

**市長と市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会との
地方自治法第 180 条の 3 及び第 180 条の 4 の規定に基づく協議 新旧対照表**

(5) 書 記 区役所総務部総務課職員（単純な労務に雇用される職員を除く。）は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。 早良区役所市民部入部出張所庶務係職員のうち2名，市民係長，市民係職員のうち1名，保険・福祉係長，保険・福祉係職員のうち1名は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を，西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち3名，市民相談係長，市民相談係職員のうち1名（単純な労務に雇用される職員を除く。），市民係職員のうち2名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。 3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について，市長事務部局職員との兼務について ・区選挙管理委員会事務局書記は，市長事務部局職員（区役所総務部総務課）を兼ねる。 この協議は，平成 31 年 3 月 21 日から効力を生ずるものとする。	(5) 書 記 区役所総務部総務課（<u>西区役所にあつては総務部総務課及び総務部防災・安全安心室</u>）職員（単純な労務に雇用される職員を除く。）は区選挙管理委員会事務局選挙係書記を兼ねる。 早良区役所市民部入部出張所庶務係職員のうち2名，市民係長，市民係職員のうち1名，保険・福祉係長，保険・福祉係職員のうち1名は早良区選挙管理委員会事務局入部出張所書記を，西区役所市民部西部出張所庶務係職員のうち3名，市民相談係長，市民相談係職員のうち1名（単純な労務に雇用される職員を除く。），市民係職員のうち2名は西区選挙管理委員会事務局西部出張所書記をそれぞれ兼ねる。 3. 福岡市区選挙管理委員会事務局書記について，市長事務部局職員との兼務について ・区選挙管理委員会事務局書記は，市長事務部局職員（区役所総務部総務課）を兼ねる。 この協議は，<u>平成 31 年 4 月 1 日</u>から効力を生ずるものとする。	
--	---	--

(関係法令)

○地方自治法

第180条の3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第180条の4 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

報告事項 3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 5 人（全交付数 87人） |
| (2) 後援団体用 | 2 団体（全交付数 84団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 0 人（全交付数 1 人） |
| (2) 後援団体用 | 0 団体（全交付数 1 団体） |

報告事項 4

議案第26号

福岡県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務代理者の選任について

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任し、これらの者の住所及び氏名を告示するものとする。

平成31年2月21日

福岡県選挙管理委員会
委員長 藤井 克巳

提案理由

公職選挙法第75条第1項及び第3項並びに公職選挙法施行令第80条第1項及び第81条の規定による。

報告事項 5

○市議会議員選挙立候補予定者の事前審査受付状況について

市議会議員選挙における立候補予定者の事前審査受付状況は、平成 31 年 3 月 14 日現在で、次のとおり。

事前審査受付数等

区 分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	市計
立候補予定者 説明会出席者数	17	12	11	16	11	13	11	91
事前審査受付数	17	11	11	16	11	13	11	90
増減数	0	▲1	0	0	0	0	0	▲1

※1 博多区選挙区で立候補を検討していた 1 名は中央区選挙区で立候補を予定している。

※2 中央区選挙区で立候補を検討していた馬場氏は、県議会議員の中央区選挙区で立候補を予定している。

※3 中央区選挙区で数には含めていないが、立候補を検討している方が 1 名いる。